

交通政策審議会気象分科会「DX 社会に対応した気象サービスの推進」 （中間とりまとめ）を受けた気象庁の対応について

令和 5 年 3 月 気象庁

令和 4 年 10 月 14 日に公表した交通政策審議会気象分科会「DX 社会に対応した気象サービスの推進」（中間とりまとめ）において、「可能なものからなるべく早期に取り組んでいくべき」とされていることを受けて、気象庁では 10 月以降に以下の施策を進めております。

①「最新の技術に対応した気象情報・データの品質の確保・評価」関連

●気象の予報業務における検定済みではない気象測器の活用

民間気象事業者等による予報の提供に際して、より多地点・低コストの観測データの取得・活用による精度向上等を図るため、気象庁長官の確認を受けた場合には、検定済みではない気象測器を予報業務のために補完的に用いることを可能とする気象業務法の改正案（別紙 1）について、令和 5 年 2 月 24 日に閣議決定して今国会へ提出しました。

●気象の予報業務許可における機械化・自動化した予報における予報士設置人数の緩和

気象予報士が事前にアルゴリズムの妥当性と計算結果の品質を確認し、予報後も定期的に確認（検証）する場合に限り、事業所に配置される気象予報士の人数が 1 人以上でも可とする緩和を、令和 4 年 12 月 14 日に実施しました。

●洪水及び土砂崩れ等の技術上の基準への適合による予報業務許可の実施

洪水や土砂災害、高潮等の気象の影響を受ける現象の予報について、入力として技術的な裏付けのある気象の予報を利用したうえで、各現象の技術上の基準への適合を審査して許可をすることにより、当該現象の民間気象事業者等による予報を提供できるようにする気象業務法の改正案（別紙 1）について、令和 5 年 2 月 24 日に閣議決定して今国会へ提出しました。

②「気象情報・データへのアクセス性の向上」関連

●先端技術を活用したデータ利用環境の構築

クラウド技術を活用し、ビッグデータとしての気象情報・データを保存して様々な利用者が容易にこれらデータを利用できる環境の構築について、気象庁の次世代スーパーコンピュータシステムにおいて実現できるよう、令和 4 年 10 月 31 日に業者を決定し、令和 6 年 3 月の運用開始に向けて作業を進めています。

気象庁では、上記の施策の実現に向けて引き続き取り組みを進める共に、中間とりまとめで示された他施策についても引き続き実施・検討を進めていくこととしています。